

平成25年第8回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成25年8月6日(火)午後2時		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 森下淑子	委員 加藤和宣	
	委員 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	22号	東京都北区教育未来館に係る行政財産の使用承認について	承認
2	23号	東京都北区立滝野川第六小学校に係る行政財産の使用承認について	承認
3	24号	東京都北区立滝野川紅葉中学校(新校)に係る行政財産の使用許可について	承認
4	25号	東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
5	26号	東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
6	27号	平成26年度使用(小学校)教科用図書採択について	承認
7	28号	平成26年度使用(中学校)教科用図書採択について	承認
8	29号	平成26年度使用(小中学校特別支援学級)教科用図書採択について	承認
9	30号	北区指定有形文化財(建造物)を指定変更する件	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
10	23号	「弁天池の坂」標柱撤去に係る合意について	了承
11	24号	後援・共催事業に関する報告	了承
追加日程1	25号	「奥山峰石と北区の工芸作家展」について	了承
追加日程2	26号	改築を見据えた田端中学校の配置の協議結果について	了承

平成25年第8回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成25年8月6日(金) 14:00

森下委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成25年第8回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第22号議案「東京都北区教育未来館に係る行政財産の使用承認について」、日程第2、第23号議案「東京都北区立滝野川第六小学校に係る行政財産の使用承認について」及び日程第3、第24号議案「東京都北区立滝野川紅葉中学校(新校)に係る行政財産の使用許可について」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、第22号議案から第24号議案までを一括して説明させていただきます。第22号議案と第23号議案につきましては、保育園の待機児解消のため、教育施設を保育園に転用することを子ども家庭部長に対し、使用承認するものでございます。

初めに、本議案提出に至るまでの経過について、概略をご説明させていただきます。この春でございますが、報道等でかなり取り上げられておりましたとおり、都市部を中心に大変多くの自治体で保育園の待機児が大人数発生いたしました。北区におきましても例外ではございませんで、昨年4月には33人であった待機児数が、この4月には125人と約4倍に大幅に増加してございます。このため、6月の区議会では補正予算により、来年4月に向けた待機児解消のための緊急対応策が幾つも盛り込まれたところでございます。そのうちの 하나가、学校を含むあらゆる公共施設の利活用、転用を検討し、保育園を整備することでございます。

以上の対策の検討の結果として、特に待機児対策で問題となっております1歳、2歳といった低年齢児を対象とした保育園、北区ではつぼみ園と称していますが、そのつぼみ園に転用可能な施設として、赤羽東地区における教育未来館の一部と滝野川西地区における滝野川第六小学校の一部について、使用承認をすることとなっております。

それでは、順に議案をご説明いたします。第22号議案、東京都北区教育未来館に係る行政財産の使用承認についてでございます。表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。ページ左端の説明欄をごらんください。赤羽東地区の待機児解消のため教育未来館の建物内に保育園を設置・運営したい旨、子ども家庭部長より申請があり、申請どおり設置を承認するものでございます。

恐れ入りますが、4ページの図面をごらんください。太線で囲ってございます建物の西側部分になりますが、使用承認をしようとするエリアでございます。文字が小さ

くて大変恐縮ですが、使用承認するエリアについて、現在の教育未来館の用途をあらわしてございます。現況は主に、建物を管理するための用具室等に使用している諸室が中心でございます。保育園の待機児解消のために、当該部分の使用を承認することは、施設の管理運営上支障がないと判断してございます。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。1、申請者は、子ども家庭部長でございます。

2、使用を承認する財産の数量としては、491.96平米となっております。

4、使用承認期間は、保育園に改修する工事期間を含め、本年11月1日から平成28年3月31日までの2カ年と5カ月になります。保育所の開設を来年4月に予定してございますので、保育園の開設期間としては2年間が使用承認期間となっております。

付則の説明となりますが、教育未来館に整備する保育園の定員は39名でございます。本年7月現在の赤羽東地区の入園申込者数は40名でございますので、およその数に応える整備規模となっております。

次に、第23号議案、東京都北区立滝野川第六小学校に係る行政財産の使用承認についてでございます。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。ページ左端の説明欄をごらんください。先ほどの議案と同様の趣旨でございます。滝野川西地区の待機児童解消のため滝野川第六小学校の校舎内に保育園の設置・運営したい旨、子ども家庭部より申請があり、申請どおり設置を承認するものでございます。

議案の4ページの図面をごらんください。先ほどのご視察でご説明させていただきましたとおり、太線で囲ってございます建物の西側部分が使用承認するエリアでございます。図面の下から郷土資料室、防災備蓄室、算数等の資料室として使用している普通教室サイズの3教室と、その外側の廊下部分が使用承認をする対象となっております。

1ページ目にお戻りください。申請者は、子ども家庭部長でございます。

使用承認をする財産の数量としましては、約257平米となっております。

使用承認期間は、保育園に改修する工事期間を含め、本年11月1日から平成28年3月31日までの2年5カ月間でございます。保育所の開設を来年4月に予定してございますので、保育園の開設期間としては2年間の使用承認期間となっております。

付則の説明を2点ほどさせていただきます。1点目は、滝野川第六小学校を選定した経過でございます。滝野川西地区での待機児解消が求められておりましたので、JR板橋駅、もしくは地下鉄の西巣鴨、新板橋駅を最寄りとする周辺の4学校を対象に検討を行ってございます。具体的には、滝野川第六小学校、谷端小学校、紅葉小学校、滝野川第二小学校の4校でございます。その結果、次の3点から滝野川第六小学校を選定いたしました。

1点目は、クラスルームとして使用していない普通教室、便宜的に余裕教室と呼ばせていただきますが、この余裕教室の数が滝野川第六小学校はより多く保有してございまして、今回保育園に転用する3教室を除いても、なお4校の中では最も多くの余

裕教室を保有している状況であるということが1点目でございます。

2点目ですが、本日の視察の帰りにもごらんいただきましたと思いますが、滝野川第二小学校の隣接地に大規模な住宅開発が起こっております。今後児童数の急増が予想されるため、滝野川第二小学校では普通教室を温存しておくべきだろうと判断したことが2点目でございます。

3点目になります。駅に近い谷端小学校につきましては、来年の夏に騒音や振動を伴う大規模な防災設備にかかわる工事を控えてございます。お昼寝が必要な保育園に転用するには不適切な施設と考えてございます。

以上3点から、滝野川第六小を選定し、校長先生とのたび重なる協議の後、二度のPTA役員会、保護者全体説明会などを開催し、学校関係者のご理解を得てきて、今日に至っているところでございます。

付則の説明の2点目でございます。滝野川第六小学校に整備する保育園の定員は24名になります。既設の小学校内に保育園の整備の承認をした例は、滝野川第一小学校に続いて2例目になりますが、この24名というのは同規模でございます。本年7月現在の滝野川西地区の入園申込者数は71名ですので、およそその3分の1の解消に寄与する整備規模となっております。

第23号議案については、以上でございます。

最後に、第24号議案、東京都北区立滝野川紅葉中学校（新校）に係る行政財産の使用許可についてでございます。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。ページ左端の説明欄をごらんください。生徒と保護者の連絡用に公衆電話を設置したい旨、同校PTA会長から申請があり、申請どおり設置を許可するものでございます。

恐れ入ります、5ページ目の図面をごらんください。少し込み入っている図面で大変恐縮ですが、公衆電話の設置箇所をあらわしてございます。本日ご視察いただいた生徒の昇降口を入れて右側の主事室横に設置することとしています。

恐れ入ります、1ページ目にお戻りください。1、申請者は、同校PTA会長でございます。

2、使用を承認する財産の数量としては、約1平米となっております。

4、使用承認期間は、新校舎が開設となる本年9月1日から平成28年3月31日までの2年7カ月間となっております。

使用料は、免除の取り扱いとさせていただきます。

付則でございます。同校のようにPTAの申請により、公衆電話を校舎内に設置している学校は小学校で1校、中学校で同校を含め6校となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

森下委員長

ただいま、まとめて3件ご説明がございましたけれども、本件についてご質疑またはご意見はございませんか。

森岡委員

委員長

森下委員長	森岡委員
森岡委員	滝六と未来館ですね。一挙に待機児童の解消となりますので、素早く対応したと、大変うれしく思っております。ありがとうございました。
森下委員長	ほかにございませんでしょうか。 では、お願いします。滝六小に設置されますところで、人数が24名受け入れられるということで、入園の申込数が72名あったということで、そうするとまだやはり待機児童についての問題は引き続き解消は難しい、これは子ども家庭部さんのほうなのでしょうか。
学校改築施設管理課長	委員長
森下委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	子ども家庭部から聞いている限りの話になってございますが、例えば、きょう帰りにごらんいただいた滝野川第二小学校のところの住宅開発の中では、住宅開発事業者に敷地内に保育園を整備させる計画もございまして、ほかの計画と合わせると一定程度の解消は図れると聞いてございます。ただやはり、これから時間が過ぎると、その場その場でまた、新しいお子さんが産まれますので、来年の4月1日に待機児がゼロになっているかという、ことしの4月並み、もしくはもっとふえてしまうかもという話も聞いてございます。
森下委員長	ありがとうございます。 ほかに、ご質疑・ご意見はございませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
森下委員長	それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
森下委員長	ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4、第25号議案「東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第5、第26号議案「東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。 事務局から説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森下委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、第25号議案、第26号議案につきまして、一括して説明をさせていただきます。まず、第25号議案、東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

議案の1ページの説明欄をごらんください。滝野川紅葉中学校の移転に伴いまして、平成25年9月1日付で滝野川紅葉中学校体育館の位置を変更する必要があり、この規則案を提出するものでございます。

恐れ入ります、裏面の2ページの新旧対照表をごらんください。別表の第一におきまして、お示しのとおり体育館の位置を変更するものでございます。付則の説明でございますが、現校におきましては7月20日までで利用を休止してございまして、新校での地区体育館の利用は11月1日からとなっております。

引き続きまして、第26号議案について説明をさせていただきます。2ページの説明欄をお願いいたします。平成25年9月1日から新たに滝野川紅葉中学校の校庭を夜間、住民のサッカー利用に供するため、規則案を提出するものでございます。

恐れ入ります、次の3ページの新旧対照表をごらんください。別表第一の位置につきましては、滝野川紅葉中学校を新たに加えるものでございます。別表の第二の種別等の規定でございますが、滝野川紅葉中学校校庭に、種目としてサッカー、また時間、金額を新たに定めさせていただくものでございます。

4ページ目でございます。別表の第三でございますけれども、こちらにつきましては、休場日を毎週火曜日、金曜日に指定させていただくものでございます。

お手数ですが、2ページにお戻りいただきたいと思っております。付則の施行期日でございます。平成25年9月1日からの施行といたします。第2項の準備行為につきましては、滝野川紅葉中学校の校庭の使用申請その他使用のために必要な準備行為については、この規則の施行の前においても行うことができるとするものでございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

十条富士見中学校の場合は、サッカーのほかにもソフトボールとかテニスに貸すよう

になっていますけれども、滝野川紅葉中学校ではサッカーのみにしか貸さないということなのでしょうか。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森下委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

滝野川紅葉中学校につきましては、サッカーのみ校庭夜間の開放にするものでございます。

加藤委員

ということは、ほかのところのように、例えばサッカーに使わないときに、テニスとかそういうものに使いたいと要望があったとき、お貸しすることはできないということなのでしょうか。

生涯学習・スポーツ振興課長

夜間校庭開放の利用については、サッカー一面ということで、学校との話合いの中で、そのような形になってございます。

教育長

住民の住居との関係で、照明の照度に一定の限界があつて、ボールゲームでも小さいとボールが見えにくい、事故のもとになるということでサッカーでの利用に落ち着いたと聞いております。

森下委員長

よろしいですか。

加藤委員

はい。

森下委員長

照明の関係等を含めて、安全性に危惧してということでよろしいでしょうか。ほかに、ご意見等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ただいまのご意見を伺いますと、本件に関し特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6、第27号議案「平成26年度使用(小学校)教科用図書採択について」、日程第7、第28号議案「平成26年度使用(中学校)教科用図書採択について」及び日程第8、第29号議案「平成26年度使用(小中学校特別支援学級)教

科用図書採択」についてを一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私から第27号議案から第29号議案まで、一括して説明させていただきます。本議案につきましては、平成26年度に、北区立小中学校及び北区立小中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択いただくものでございます。平成26年度に使用いたします教科用図書採択につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条により、教育委員会が使用年度の前年度の8月末日までに行わなければならないこととなっております、本日提出させていただくものでございます。

ただし、北区立小中学校の通常の学級につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、小学校は平成22年度に、中学校は平成23年度に採択された同一の教科書を採択するものとされております。

また、小中学校の特別支援学級につきましては、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学省検定済教科書または文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができる旨、学校教育法附則第9条に規定されております。そのため、学校教育法附則第9条による教科書、一般図書でございますけれども、それは、特別支援学級の教育課程の編成や児童・生徒の実態に応じて、各小中学校が選択するため、毎年教育委員会において採択を行うものとなっております。簡単ではございますけれども、まず全体の説明をさせていただきました。

続きまして、それぞれの説明をさせていただきます。恐れ入ります、まず第27号議案、小学校使用教科書についてでございます。1枚おめくりいただきたいと存じます。使用教科書一覧をごらんいただきたいと思っております。裏表5ページにわたりまして、国語から体育・保健まで9教科、11種目にわたって、今年度使用しているものと同じ教科書を記載しております。先ほども申し上げましたが、小学校で使用する教科書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に、同一教科用図書を採択する期間は原則として4年間と定められております。小学校で使用する教科用図書につきましては、北区教育委員会において、平成22年度に採択が行われておりますので、平成26年度までは同一の教科用図書を使用することとなっております。

続きまして、第28号議案、中学校使用教科書についてでございます。恐れ入ります、おめくりいただきたいと存じます。使用教科書一覧をごらんいただきたいと思っております。こちら、裏表3ページにわたりまして、国語から外国語までの9教科、15種目にわたりまして、今年度使用しているものと同じ教科書を記載してございます。中学校で使用する教科用図書につきましても、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に、同一教科用図書を採択する期間は原則として4年

間と定められております。中学校で使用する教科用図書につきましては、北区教育委員会において、平成23年度に採択が行われておりますので、平成27年度までは同一の教科用図書を使用することとなります。

最後でございますけれども、第29号議案、小中学校特別支援学級用図書についてでございます。小中学校の特別支援学級におきましては、通常の学級で使用されております検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用の教科用図書を使用することとなっております。ただし、これら以外の一般の図書を教科書として使用することもできることが、学校教育法附則第9条に規定されてございます。特別支援学級用の教科用図書は毎年採択されておりますが、通常の学級と同様、その採択の権限は所管の教育委員会に属してございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、平成26年度使用小・中学校特別支援学級使用教科書一覧をごらんください。特別支援学級を設置する各学校では、通常の学級と異なる教科書を使用する場合は、文部科学省発行の特別支援学校用（小中学区部）教科書目録（平成26年度使用）、それから東京都教育委員会発行の平成26年から28年度使用特別支援教育教科書調査研究資料及び平成26年度用一般図書一覧の中から、その児童・生徒の実態を踏まえて選定してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

森下委員長

ただいまご説明をいただきました件につきまして、ご質疑またはご意見はございますか。

（質疑・意見なし）

森下委員長

特に、ご質疑またはご意見はないということでございます。

それでは、ただいま各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり採択することにご異議ございませんか。

（異議なし）

森下委員長

では、ご異議ないと認め、本件は原案どおり採択することにいたします。

次に、日程第9、第30号議案「北区指定有形文化財（建造物）を指定変更する件について」議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、私からは第30号議案をご説明申し上げます。第30号議案、北区指定有形文化財（建造物）を指定変更する件でございます。また、1ページおめくりいた

だきまして、説明欄をごらんいただきたいと存じます。北区文化財保護審議会におきまして、別紙のとおり指定変更することが適当であると答申があったため、指定変更することを提案するものでございます。

5月8日の教育委員会から文化財保護審議会に諮問がございました。東京書籍印刷工場・事務棟・守衛所並びに東京書籍株式会社附設教科書図書館東書文庫の4棟を、東書文庫1棟に指定変更するというものでございますが、このたび北区文化財保護審議会におきまして、別紙のとおり指定変更することが適当であるとの答申がございましたので、指定変更を提案するものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、北区指定有形文化財（建造物）の保存等についてでございます。北指第23号北区指定有形文化財（建造物）の保存等について、指定変更することを適当であると認め、指定変更を承認するというところでございます。

1、名称でございますが、先ほど申し上げました4棟でございます。

2、種別、3、員数、4、管理者は、ごらんとおりでございます。

現状でございますが、ごらんとおり、それぞれの建物は築77年を経過してございます。

6、承認理由でございます。管理者より提出されました「北区指定有形文化財の指定変更に関する請願書」を検討しました結果、東書文庫1棟のみの指定に変更することが妥当であると認めるものでございます。

7でございます。留意事項でございますが、今回、東京書籍印刷工場棟・事務棟・守衛棟につきましては、十分な記録保存を行えるよう調査期間の確保などについて、東京書籍側に協力を求めること等となっております。

続きまして、指定書の説明に参りたいと思います。お手元にA4の横の縦書きになったもので、変更前指定書と変更指定書がございます。まず、変更前指定書ですが、簡単にご説明申し上げます。これにつきましては、工場棟など4棟の指定書でございます。網掛けの部分がちょっと薄くなっておりますが、今回の指定変更を受けまして、東書文庫以外の記載部分を削除しているものでございます。

今回、それに変わって、次の変更指定書でございますが、今回新たに公布する指定書はこちらでございます。右線のある箇所が指定変更前指定書との変更箇所でございます。変更年月日でございますが、今回変更の保証人が得られれば、きょうの日付となります。それと、①名称、③員数は東書文庫1棟、④の所有者が、東京書籍株式会社となりまして、⑤の所在地でございますが、これは現在の東書文庫1棟の所在地でございます。⑥の構造形式、⑨規模の東書文庫1棟のみの記載となっております。

続きまして、3ページ真ん中辺の⑫の保存管理でございますが、これにつきましては、東書文庫の適切な改修の記事を新たに加筆したところでございます。すみません、もう一つ、2ページの真ん中辺にも、申しわけございません。ここでございますが、新たに東書文庫には7万5,000点の重要文化財に指定するものがありますので、その分を記載させていただきました。⑫の保存管理につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

3ページの⑭指定理由でございます。これにつきましても、東書文庫1棟の特徴を記載いたしました。

以上、簡単ではございますが、北区指定有形文化財（建造物）を指定変更する件のご説明をいたしました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑また、ご意見はございますか。

では、私からですが、質問・意見ではないのですが、感想ということで、非常に管理者が望まれた指定変更の理由等もよくわかる気がいたします。先日、見学させていただいて、この東書文庫は非常に貴重な資料がたくさんあるということで、これ1棟だけでも文化財として残れたということは大変よかったことかなと思いました。感想です。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

委員長とちょっと重複するのですが、区民が東書文庫を見るチャンスをもっと増やすとか、もうちょっとうまい開放の方法とか、閲覧や展示をする施設であってもいいのではないかという感じはするのですが、何かそういう公開の仕方の工夫というのができるかどうか、この機会にちょっと東京書籍側と話をされたほうがいいのではないかと思うのですが、

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

たしか今、事前予約で公開していると思います。森岡委員がおっしゃったことは、東京書籍に伝えたいと思っております。

森下委員長

よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

特にならぬでございます。それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。日程第10、報告第23号「「弁天池の坂」標柱撤去に係る合意について」事務局から説明をお願いします。</p>
飛鳥山博物館長	委員長
森下委員長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	<p>それでは、報告第23号、「弁天池の坂」標柱撤去に係る合意について、説明させていただきます。5月29日の教育委員会におきまして、「弁天池の坂」の標柱が私有地になりまして、その撤去について私有地の所有者と交渉を重ねていることをご報告申し上げたところでございますが、このたび協議が成立し、合意書を交わし、謝罪文を提出してまいりましたので、ご報告をいたします。</p> <p>それでは、一番後ろのページで、場所の確認でございますが、資料1です。めくっていただきまして、地図があるかと思うのですが、資料1「弁天池の坂」ですが、赤羽西1-29先で弁天池の近くでございます。その後ろで、現地写真、資料2というのがございますが、ここが現地の写真でございます。標柱の高さは約190センチメートルぐらいでございます。後方の看板は、地元商店街が設置したものでございます。</p> <p>まだ標柱撤去工事はございますが、工事日等を決めてなるべく早く撤去して、この件は終了したいと思っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森下委員長	<p>ただいまご説明いただきましたこの件につきまして、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。ございませんか。</p> <p>区内を歩いておられますと、いろいろこういう標柱がありまして、坂の名前が書かれていたりということで、そういう名前がついているのだということを、区民としては新たに意識することがあるのですが、ほかにつきましても、ちょっと心配になったりいたします。速やかに解決できそうでよかったかなと思います。</p> <p>では、皆さんよろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
森下委員長	<p>では、特にご質疑・ご意見はないようでございます。ここで本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>次に、日程第11、報告第24号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

後援・共催事業に関する報告を申し上げます。まず、名義使用承認報告が7件でございます。

1件目は、ボーイスカウト東京連盟城北地区北区連絡会主催の3事業でございます。一つ目、リーダー研修「ボーイスカウト講習会」。これは、10月6日に読売新聞プリントメディアホールで開催されます。二つ目、北区連絡会ボーイスカウトフェスタ2013。これは、10月27日、飛鳥山公園で実施されます。三つ目、リーダー研修「団員活動研修会」。来年の2月9日、岸町ふれあい館で開催される予定でございます。

2件目、第13回北区U-15（中学生）サッカー選手権大会。東京都北区サッカー協会の主催で、8月1日～5日までの間、赤羽スポーツの森公園競技場で実施されます。

おめくりいただきまして3件目、シニアスポーツ体験会in志茂でございます。特定非営利活動法人れっど★しゃっふるの主催でございます。1枚おめくりをいただきまして、別紙1をごらんください。ヨガ&健康体操体験会、社交ダンス体験講座、ノルディックウォーキング体験会、講演会、高齢者とスポーツの効用、この四つの事業がお示しの日程・場所で実施されます。

お戻りいただきまして4件目、東京都特別支援学校総合文化祭将棋大会。東京都教育委員会の主催で、来年1月24日、北とびあで実施されます。

5件目、わんどりーむ。わんどりーむの主催で、9月21日～来年3月27日までの間、学校法人中央工学校中央動物専門学校で実施されます。

6件目、平成25年度 北区ジュニア野球大会事業。公益財団法人東京都北区体育協会の主催で、10月27日～11月24日までの間、新荒川大橋野球場で実施されます。

7件目、平成25年度中部学校経営支援センター特別支援教育の理解啓発推進事業「中部フェスター未来の空と子供たちのために」。東京都中部学校経営支援センターの主催で、11月23日、後ろの別紙2の内容で実施されます。

事業実績報告につきましては、お示しの2件でございます。

以上でございます。

森下委員長

ありがとうございます。

ただいまのご説明・ご報告がございましたが、ご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

特に、ご質疑、またご意見はないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

ここで、「奥山峰石と北区の工芸作家展」について」及び「改築を見据えた田端中学校の配置の協議結果について」の2件の報告を日程に追加したいと思いますが、

	ご異議ありませんか。
	(異議なし)
森下委員長	ご異議ないと認め、日程に追加します。 「奥山峰石と北区の工芸作家展」について、事務局から説明をお願いいたします。
飛鳥山博物館長	委員長
森下委員長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	それでは、第25号報告、「奥山峰石と北区の工芸作家展」について、ご報告いたします。「第12回人間国宝奥山峰石と北区の工芸作家展」でございますが、お手元にはがきがあると思いますが、来る9月14日の土曜日から10月14日祝日まで、北区飛鳥山博物館2階でございます特別展示室と、その前にありますホワイエで、奥山峰石先生と北区の工芸作家20名の方が参加していただける展覧会でございます。飛鳥山博物館の秋の風物詩といえるような企画になりましたので、ぜひ皆様もご来場いただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。
森下委員長	すばらしいご説明をいただきました。特にご意見はないですね。よろしいでしょうか。
	(質疑・意見なし)
森下委員長	特にはないということでございますので、これに関する報告は終了いたします。 次に、「改築を見据えた田端中学校の配置の協議結果について」を事務局から説明をお願いいたします。
学校適正配置担当課長	委員長
森下委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置担当課長	報告第26号、改築を見据えた田端中学校の配置の協議結果について、ご報告を申し上げます。資料を1枚おめくりいただきまして、1の要旨でございます。田端中学校につきましては、第六次適正配置により、平成20年4月に旧田端中学校と旧新町中学校が統合した学校でございますが、このいずれ両校とも校地が余り広くなかったことから、現在の田端中学校の位置に、当面の間ということで配置をさせていただいたものでございます。 今般、小学校の地域におきまして、小学校の適正配置の協議が整いましたので、こ

れによりまして小学校の位置を含めた配置の検討が可能となりました。関係者で構成いたします協議会を新たに設置いたしまして、改築を見据えた形の田端中学校の配置について協議を開始させていただいたところでございます。

8月に開催をいたしました第2回の協議会において、田端中学校は今後改築する際に、現在の滝野川第七小学校の位置に配置することということで合意をいただいたところでございます。

2番の協議会の委員につきましては、裏面に資料をつけさせていただきました。こちらの中の町会・自治会推薦委員の中で、座長には本田端自治会の浅香俊夫会長、副座長には中里親睦会の小池委員と田端新町一丁目親交会の河野委員に副座長をお願いさせていただきました。

お戻りいただきまして、3の検討経過でございます。7月3日に第1回協議会を開催いたしまして、その設置要綱ほかの決定をいただいたとともに、中学校の配置の検討を行いました。ここではまだ資料が少し足りないということで、実際に学校の配置をしたときにどのような形になるかといったことの資料をつけまして、8月5日に第2回の協議会を開催させていただいたところでございます。

協議の結果につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、全会一致で滝野川第七小学校の位置に配置するというところについて合意をいただいたところです。

配置決定の主な理由でございますけれども、まず、田端中学校より滝野川第七小学校のほうが800平米ほど広いということ。それから、避難所として田端中学校の場所は、現在JRの橋を越えたところから一方方向からしか入れないような状況につきまして、滝野川第七小学校の場合は二方向道路に面しているということで、避難所としての避難路の確保が容易であるということ。また、一番この田端中学校の通学位置のエリアの中では、田端新町一丁目のあたりが一番通学距離の長くなるところでございますけれども、現在の田端中学校と滝野川第七小学校の位置では、150メートルほど歩いて2分ほどしか変わらないということで、それであれば広い校域を確保でき、また、クラブ活動等が盛んになる中学生という時期でございますので、校庭もなるべく広く確保したいということで、皆様が滝野川第七小学校の位置で将来的に改築をしていただきたいということで、合意をいただいたところでございます。

今後でございますけれども、いつその改築が起きるかといったことに関しましては、今年度に策定を予定しております学校の改修改築計画がございますので、こちらにこの反映をさせる形で改築の実施時期については明らかにしていただきたいと考えてございます。

報告については、以上でございます。

森下委員長

ただいまのご報告につきまして、ご質疑、またご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、特にこの件につきましてのご質疑、またはご意見はないようですので、

ここで本件に関する報告は終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。